公立大学法人役員報酬規程の改定について

1. 改定理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、福岡県の各公立大学法人においても、国家公務員及び福岡県職員の給与に基づいて報酬を算定している。

(基本年俸には国家公務員の指定職俸給表、業績年俸には福岡県特別職職員の期末手当の支給月数を使用)

今回、国家公務員の給与改定の勧告(平成23年人事院勧告)に基づき、各法人において役員報酬規程の改定(平成23年12月)を行ったものである。

〇「一般職の職員の給与に関する法律」(国家公務員)の一部改正(平成23年人事院勧告)

別表第11 指定職俸給表(部分)

※俸給月額の引下げ(△0.5%)

	1 DA 07 31 1 17 (- 0.070)			
号棒	改正前	改正後 (H23人事院勧告)	改定額	改定割合
3	838,000	834,000	△ 4,000	99.52%
4	917,000	912,000	△ 5,000	99.45%

…… 副理事長の報酬基礎額…… 理事長の報酬基礎額

2. 改定内容

- (1)基本年俸の引下げ
- (2)上記(1)に伴う業績年俸の引下げ

区分	改正前			改正後			改定額		
	年棒額	内 訳			内訳			内訳	
		基本年俸	業績年俸	年棒額	(1)基本年俸 (H24.1.1施行)	(2)業績年俸 (H24.4.1施行)	年棒額	基本年俸	業績年俸
理事長	14,927,000	11,004,000	3,923,000	14,846,000	10,944,000	3,902,000	△ 81,000	△ 60,000	△ 21,000
副理事長	13,641,000	10,056,000	3,585,000	13,576,000	10,008,000	3,568,000	△ 65,000	△ 48,000	△ 17,000
常務理事	6,800,000	4,800,000	2,000,000	6,800,000	4,800,000	2,000,000	0	0	0

※理事長・副理事長の年俸の算出内訳

	改正前			改正後					
			理事長 (4号棒)	副理事長 (3号棒)			理事長 (4号棒)	副理事長 (3号棒)	
基本年俸	年俸基礎額(給料月額)	Α	917,000	838,000	年俸基礎額(給料月額)	Α	912,000	834,000	
基本十件	年額(A×12月)	В	11,004,000	10,056,000	年額(A×12月)	В	10,944,000	10,008,000	(1)
業績年俸	職務加算(A×20%)	С	183,400	167,600	職務加算(A×20%)	С	182,400	166,800	1
	管理職加算(A×25%)	D	229,250	209,500	管理職加算(A×25%)	D	228,000	208,500	1
	業績年俸(A+C+D)×2.95	月	3,923,000	3,585,000	業績年俸(A+C+D)×2.95	月	3,902,000	3,568,000	(2

3. 平成23年12月に支給する業績年俸に関する特例措置

平成23年12月に支給する業績年俸の額については、①「平成23年の業績年俸の額」から、②「平成23年4月から12月までの公 民給与較差に相当する調整額」を減じた額とする。(※人事院勧告及び福岡県職員の給与改定に準ずる措置)

①平成23年の業績年俸の額(平成23年12月に支給する業績年俸を算出するための基準となる額)

			理事長	副理事長
基本年俸	年俸基礎額(給料月額)	Α	917,000	838,000
	年額(A×12月)	В	11,004,000	10,056,000
業績年俸	職務加算(A×20%)	С	183,400	167,600
	管理職加算(A×25%)	D	229,250	209,500
	業績年俸(A+C+D)×2.95月	1	3,923,000	3,585,000

- ②平成23年4月から12月までの公民給与較差に相当する調整額(次に掲げる額の合計額)
 - ・平成23年6月に支給された業績年俸の額
 - ・平成23年4月に支給された基本年俸額の12分の1(月額)×0.17/100×9(4月~12月)
 - ・平成23年6月に支給された業績年俸の額×0.17/100
 - ・(平成23年の業績年俸の額①-平成23年6月に支給された業績年俸の額)×0.17/100

調整額

①-②=平成23年12月に支給する業績年俸

23学第1215号 平成24年2月1日

福岡県公立大学法人評価委員会 委員長 齋藤 寬 様

福岡県知事 小 川



公立大学法人の役員報酬の支給基準の変更について(通知)

このことについて、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立 大学法人福岡県立大学から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法第 56条第1項において準用する第49条第1項の規定に基づき、通知します。